

夢・未来 たからづか創生総合戦略庁内検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 宝塚市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び夢・未来 たからづか創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、総合戦略の推進と進行管理を行うため、夢・未来 たからづか創生本部設置要綱（平成27年3月10日施行）第6条第1項の規定に基づき、総合戦略庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の作成に関すること。
- (2) 総合戦略の推進と進行管理に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、人口ビジョン及び総合戦略策定に関し必要な事項の調整、検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長には企画経営部政策室長を、副会長には産業文化部産業振興室長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、企画経営部政策室政策推進課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画経営部	政策室長
	行財政改革室長
市民交流部	きずなづくり室長
総務部	行政管理室長
	人権平和室長
都市安全部	危機管理室長
	建設室長
都市整備部	都市整備室長
	建築住宅室長
健康福祉部	安心ネットワーク推進室長
	健康推進室長
子ども未来部	子ども家庭室長
	子ども育成室長
環境部	環境室長
産業文化部	産業振興室長
	宝のまち創造室長
	北部地域調整担当次長
	文化芸術施設及び庭園整備担当次長
消防本部	消防本部次長
議会事務局	議会事務局次長
教育委員会	管理室長
	学校教育室長
	生涯学習室長
上下水道局	経営管理部長
市立病院	経営統括部次長